

平成30年度 第2回熊本県道路メンテナンス会議

日 時：平成30年11月 2日（金）

場 所：熊本県建設技術センター

13：30～（2時間程度）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 題

（1）道路メンテナンス年報の公表

資料①

（2）H26～H29 年度点検実施状況及び点検結果（九州・各県）

資料②

（3）H26～H28 年度点検施設に対する修繕着手率（九州・各県）

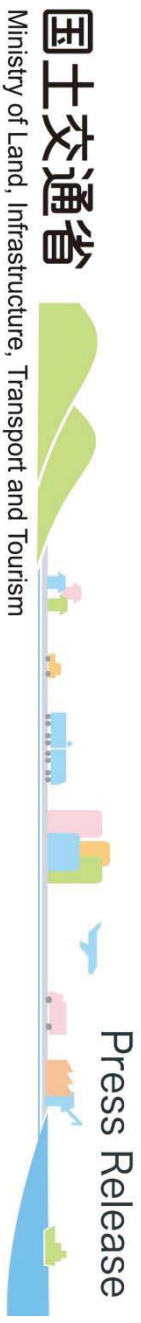
資料③

4. 意見交換・その他

5. 閉 会

平成30年度 第2回 熊本県道路メンテナンス会議資料

平成30年11月 2日



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成30年8月28日
道路局 国道・技術課

橋梁等の平成29年度点検結果をとりまとめ ～道路メンテナンス年報（第4弾）の公表～

平成25年の道路法改正等を受けて、平成26年7月より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1度、近接目視による点検を実施しています。

今般、4年目にあたる平成29年度の点検の実施状況や点検後の措置状況等を「道路メンテナンス年報」としてとりまとめましたので、お知らせします。

＜ポイント＞

○平成26年以降4年間の点検実施状況は、橋梁80%、トンネル71%、道路附属物等75%と着実に進捗

○国土交通省管理の舗装や小規模附属物の点検実施状況等を初公表

○H26～28年度に点検を実施した橋梁のうち、次回点検までに措置を講ずべき橋梁（判定区分Ⅲ・Ⅳ）における修繕に着手した割合は、現時点で国土交通省管理で約6割、地方公共団体管理で約1割

国土交通省では、点検結果を踏まえ、地方公共団体と連携して、計画的なメンテナンスを実施してまいります。

点検の実施結果等の詳細は、以下のホームページにてご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint_h29.html

＜問い合わせ先＞

国土交通省 代表 TEL 03-5253-8111

【全般】道路局	国道・技術課	課長補佐 吉沢 仁	(内線 37892)	直通 03-5253-8492
		課長補佐 長田 英和	(内線 37893)	直通 03-5253-8492

【高速道路に関すること】

高速道路課 有料道路調整室	課長補佐 和田 圭仙	(内線 37865)	直通 03-5253-8492
---------------	------------	------------	-----------------

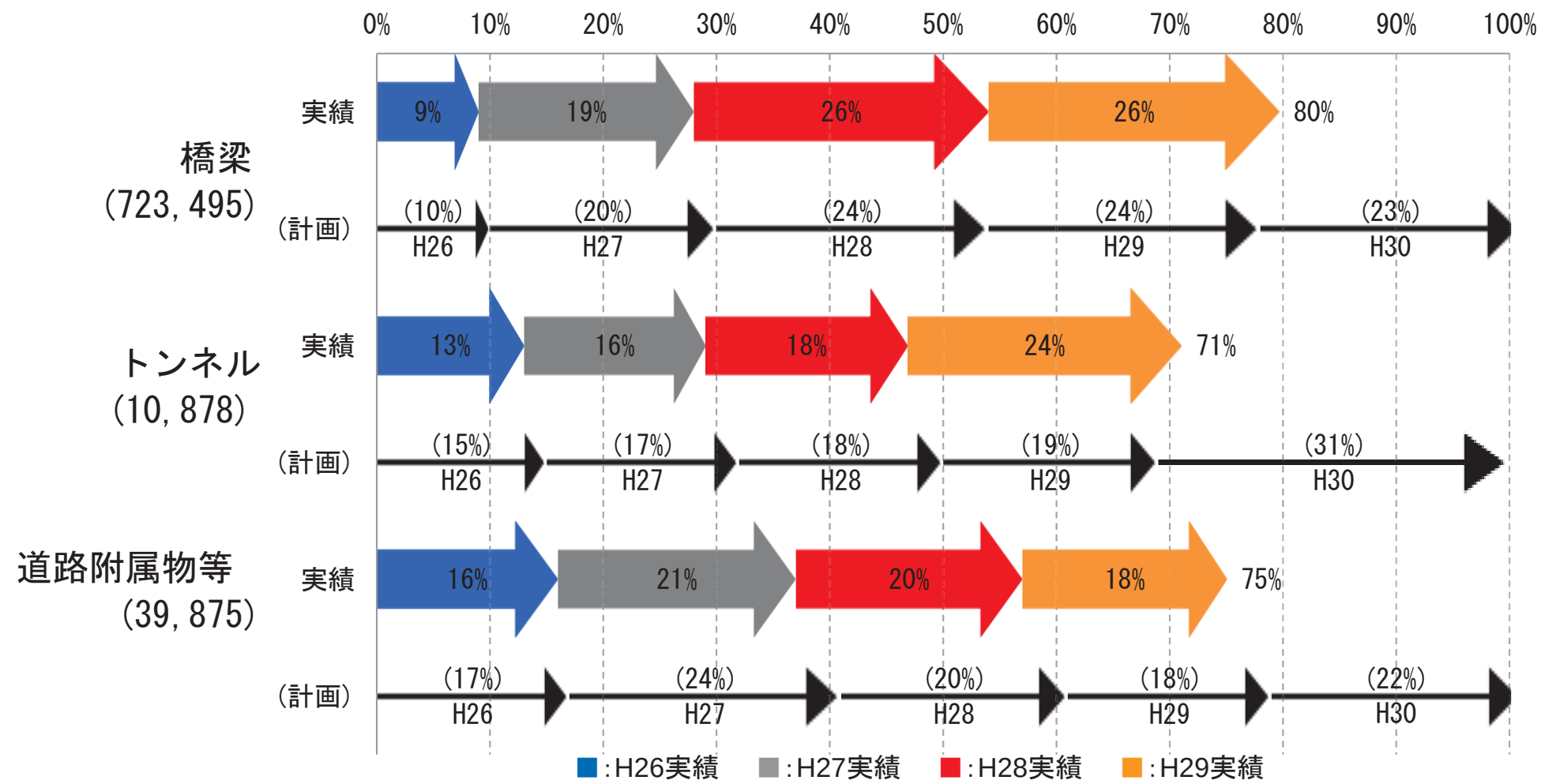
【地方道に関すること】

環境安全・防災課	課長補佐 宮本 久仁彦	(内線 38142)	直通 03-5253-8495
----------	-------------	------------	-----------------

橋梁、トンネル等の点検実施状況

○ 平成26年以降4年間の点検実施状況は、橋梁80%、トンネル71%、道路附属物等75%と着実に進捗。

平成26～29年度の点検実施状況

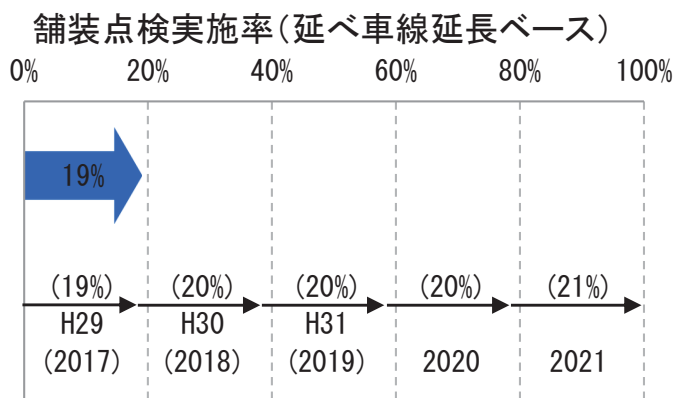


※()内は施設数
※道路附属物等: シェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

舗装・小規模附属物の点検実施状況

- 国土交通省の管理する道路において、平成29年度の舗装の定期点検実施状況は、19%と着実に進捗。
- 国土交通省の管理する小規模附属物においては、平成29年度内に約1割の施設で定期点検を実施。

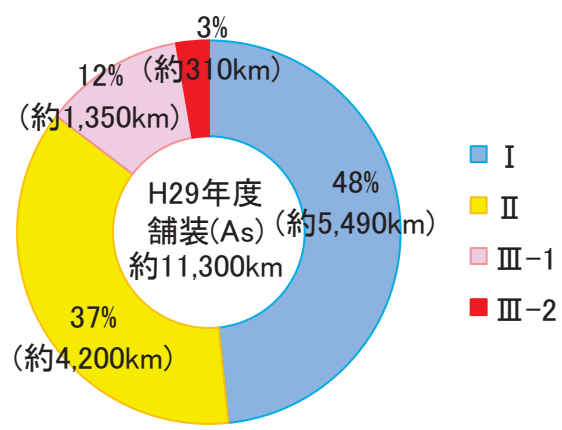
舗装



国土交通省
(約62,000km)

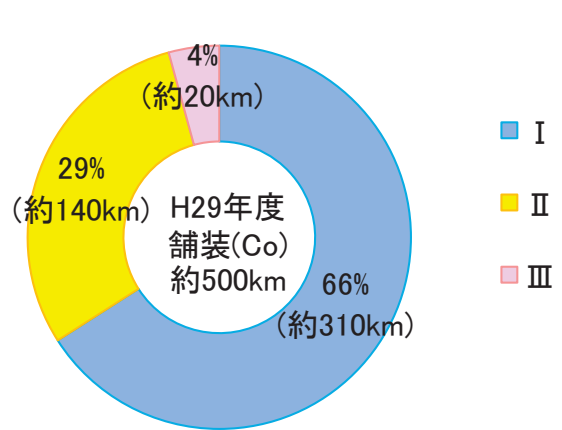
※延べ車線延長: 点検対象となる車線延長の合計

アスファルト舗装の健全性判定区分
(延べ車線延長ベース)



- 判定区分
- I 健全
 - II 表層機能保持段階
 - III-1 修繕段階(表層等修繕)
 - III-2 修繕段階(路盤打換等)

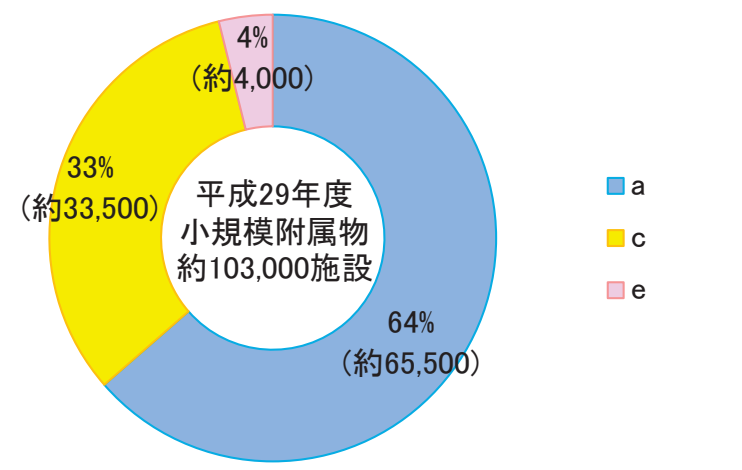
コンクリート舗装の健全性判定区分
(延べ車線延長ベース)



- 判定区分
- I 健全
 - II 補修段階
 - III 修繕段階

小規模附属物

小規模附属物点検結果
損傷度の判定区分割合



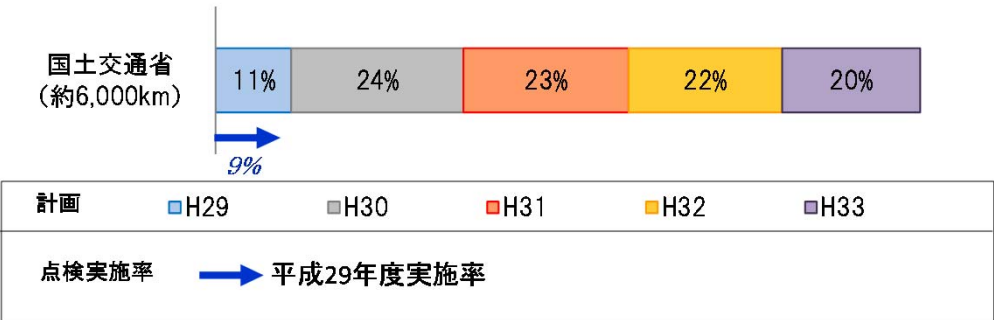
- 判定区分
- a 損傷が認められない
 - c 損傷が認められる
 - e 損傷が大きい

※小規模附属物: 標識(門型を除く)、照明施設等

平成29年度 舗装の点検実施状況と点検結果《九州》

- 舗装の平成29年度の点検実施率は約9%
- アスファルト舗装で修繕段階Ⅲ（損傷レベル大）の延長の割合は約38%、
コンクリート舗装で修繕段階Ⅲ（損傷レベル大）の延長の割合は約0%

【5年間の点検計画と点検実施状況】 （国土交通省管理）



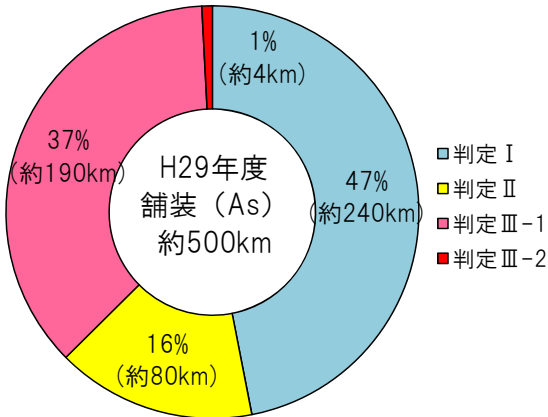
※延べ車線延長：点検対象となる車線延長の合計
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

<アスファルト舗装>

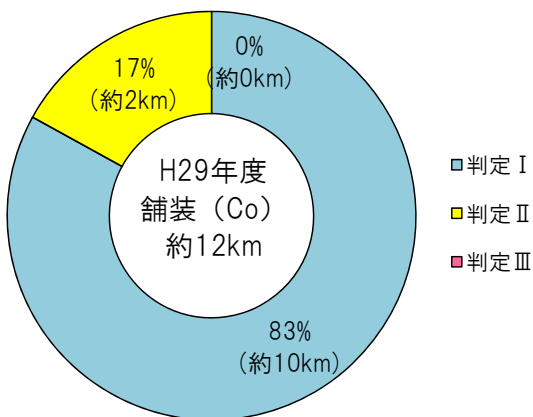
区分		状態
I	健全	損傷レベル小：管理基準に照らし、劣化の程度が小さく、舗装表面が健全な状態
II	表層機能保持段階	損傷レベル中：管理基準に照らし、劣化の程度が中程度
III	修繕段階	損傷レベル大：管理基準に照らし、それを超過している又は早期の超過が予見される状態
	Ⅲ－1 表層等修繕	表層の供用年数が使用目標年数を超える場合（路盤以下の層が健全であると想定される場合）
	Ⅲ－2 路盤打換等	表層の供用年数が使用目標年数未満である場合（路盤以下の層が損傷していると想定される場合）

【健全性判定区分の割合】（国土交通省管理）

アスファルト舗装の
健全性判定区分
（延べ車線延長ベース）



コンクリート舗装の
健全性判定区分
（延べ車線延長ベース）



※延べ車線延長：点検対象となる車線延長の合計
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

<コンクリート舗装>

区分		状態
I	健全	損傷レベル小：目地部に目地材が充填されている状態を保持し、路盤以下への雨水の浸入や目地溝に土砂や異物が詰まることができないと想定される状態であり、ひび割れも認められない状態
II	補修段階	損傷レベル中：目地部の目地材が飛散等しており、路盤以下への雨水の浸入や目地溝に土砂や異物が詰まる恐れがあると想定される状態、目地部で角欠けが生じている状態
III	修繕段階	損傷レベル大：コンクリート版において、版央付近又はその前後に横断ひび割れが全幅員にわたって、一枚の版として輪荷重を支える機能が失われている可能性が高いと考えられる状態、または、目地部に段差が生じたりコンクリート版の隅角部に角欠けへの進展が想定されるひび割れが生じているなど、コンクリート版と路盤の間に隙間が存在する可能性が高いと考えられる状態

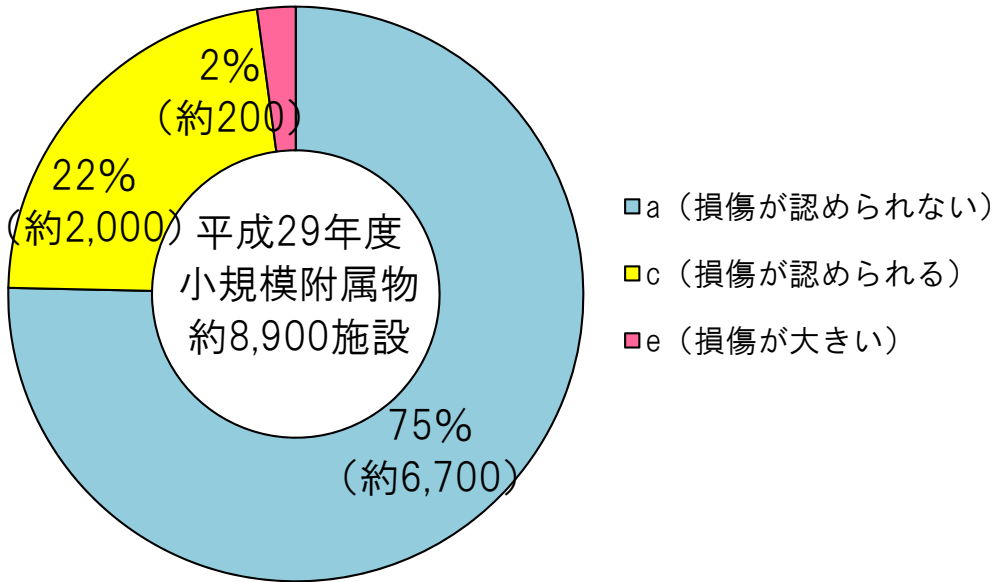
平成29年度 小規模附属物の点検実施状況と点検結果《九州》

- 小規模附属物の平成29年度の点検実施率は約10%
- 損傷が大きい(判定区分e)の施設の割合は約2%

【平成29年の点検実施状況】
(国土交通省管理)

管理者 区分	管理 施設数	詳細点検 実施数 (H29)	点検 実施率
国土交通省	86,900	8,900	10%

【損傷度の判定区分割合】
(国土交通省管理)



※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

出典：九州地方整備局調べ(H30.3時点.)

平成29年度 土工構造物の点検対象施設数《九州》

○約1,500施設の土工構造物を管理

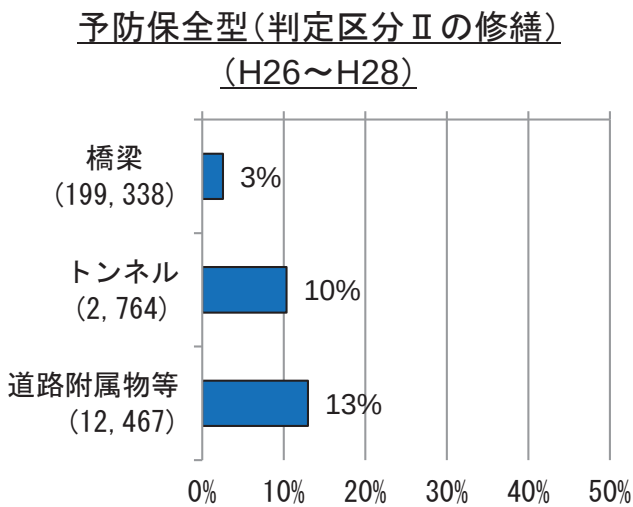
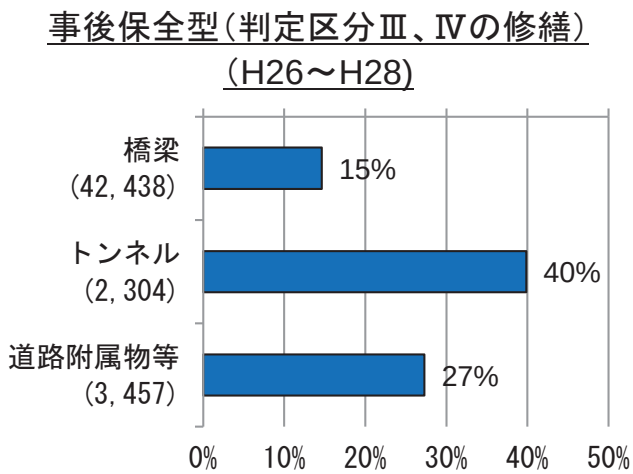
【土工構造物の管理施設数(点検対象施設数)】

管理者区分	管理施設数
国土交通省	約1,500

出典：九州地方整備局調べ(H30.3時点.)

措置の状況

- 平成26～28年度に点検を実施した橋梁のうち、次回点検までに措置を講ずべき橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)における修繕に着手した割合は、現時点で、国土交通省管理で62%、地方公共団体管理で10%程度。
- ライフサイクルコストの縮減に向け、予防保全型(判定区分Ⅱ)の修繕に移行する必要があるものの、現時点では事後保全型(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の修繕よりも予防保全型の修繕に着手した割合は低い状況。



Ⅲ・Ⅳ判定の橋梁における点検年次別修繕着手率

	点検実施年度	修繕が必要な施設数(A)	修繕に着手済みの施設数(B)	着手率(B/A)						
				0%	20%	40%	60%	80%	100%	
国土交通省	H26	765	572	75%						
	H27	548	342	62%						
	H28	684	319	47%						
高速道路会社	H26	298	180	60%						
	H27	397	132	33%						
	H28	479	110	23%						
都道府県・政令市等	H26	3,528	471	13%						
	H27	4,135	414	10%						
	H28	4,873	288	6%						
市町村	H26	5,130	1,064	21%						
	H27	9,550	1,223	13%						
	H28	12,051	1,089	9%						

Ⅱ判定の橋梁における修繕着手率

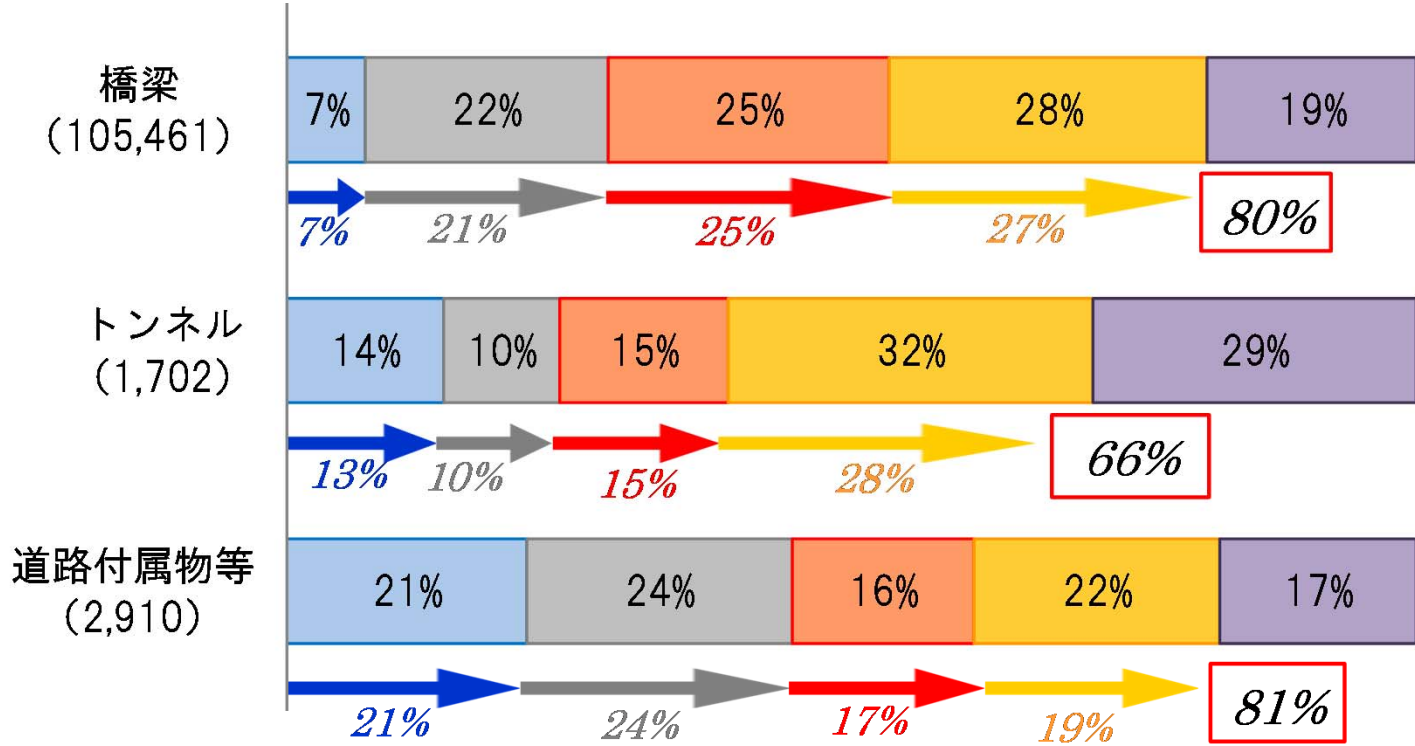
	点検実施年度	修繕が必要な施設数(A)	修繕に着手済みの施設数(B)	着手率(B/A)						
				0%	20%	40%	60%	80%	100%	
国土交通省	H26～28	7,225	1,808	25%						
高速道路会社	H26～28	10,893	290	3%						
都道府県・政令市等	H26～28	53,172	566	1%						
市町村	H26～28	128,048	2,413	2%						

※平成26～28年度に判定区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅳと診断された施設のうち、修繕(設計を含む)に着手した割合(H29年度末時点)

※判定区分Ⅰ:健全、Ⅱ:予防保全段階、Ⅲ:早期措置段階、Ⅳ:緊急措置段階

○平成26～29年度の累積点検実施率は、橋梁約80%、トンネル約66%、道路附属物等約81%

【5年間の点検計画・累積点検実施率(全道路管理者合計)】



計画	■H26年度	■H27年度	■H28年度	■H29年度	■H30年度
点検実施率	→平成26年度実施率	→平成27年度実施率	→平成28年度実施率	→平成29年度実施率	

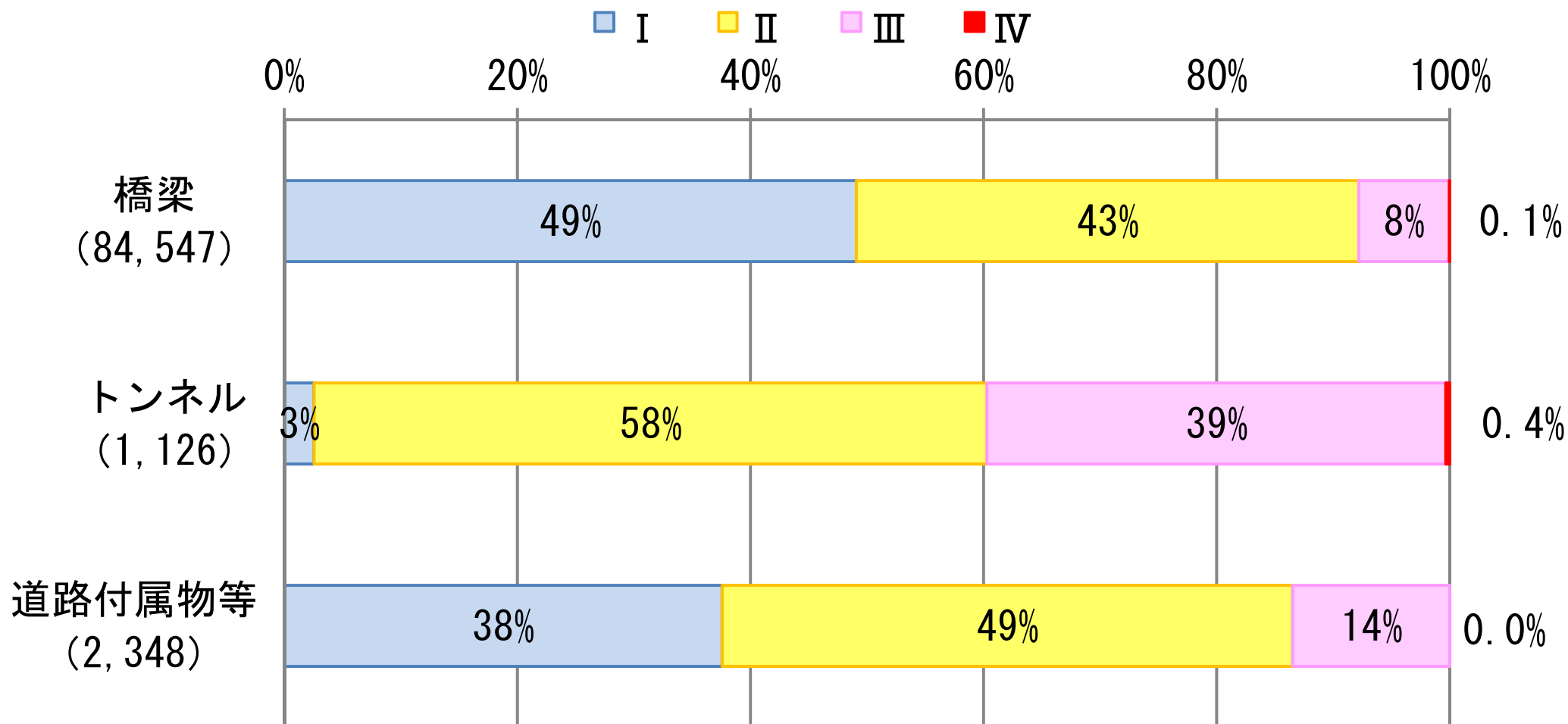
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
※H30年3月末時点の施設数(H31.3末までに廃止予定等の施設数及び H31以降点検予定の施設数は除く)に対する点検実施率

出典：九州地方整備局調べ(H30.3時点.)

平成26～29年度 点検結果《九州》

○平成26～29年度の点検の結果、早期に修繕が必要な施設の割合は、
橋梁で約8%、トンネルで約39%、道路附属物等で約14%

【橋梁、トンネル、道路附属物等の判定区分の割合(全道路管理者合計)】



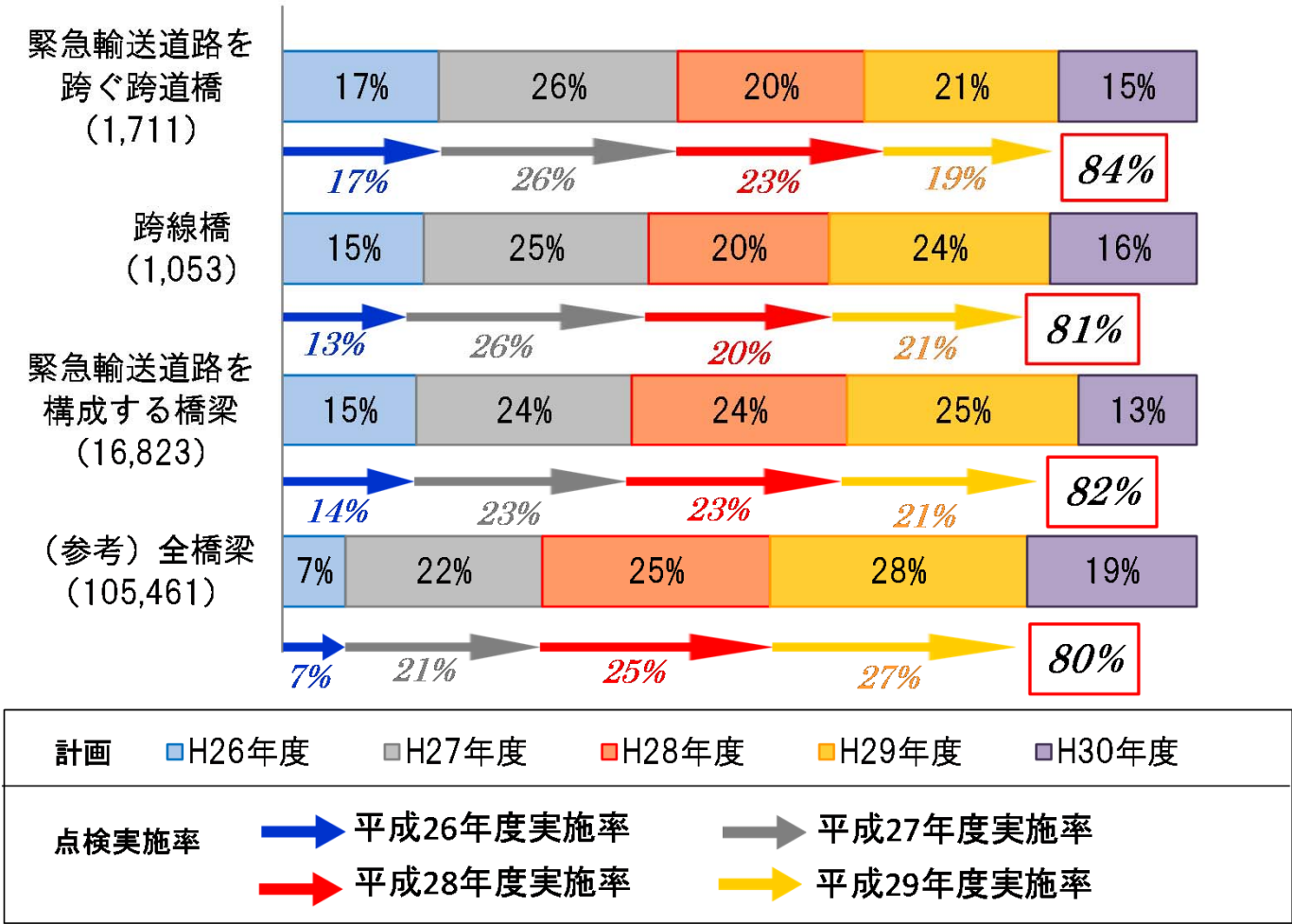
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
※H26年～H29年度の点検結果の合計値による割合

出典：九州地方整備局調べ(H30.3時点.)

平成26～29年度 最優先で点検すべき橋梁 点検実施状況《九州》

○平成26～29年度の累積点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約84%、跨線橋約81%、緊急輸送道路を構成する橋梁約82%

【最優先で点検すべき橋梁の点検計画と累積点検実施率(全道路管理者合計)】

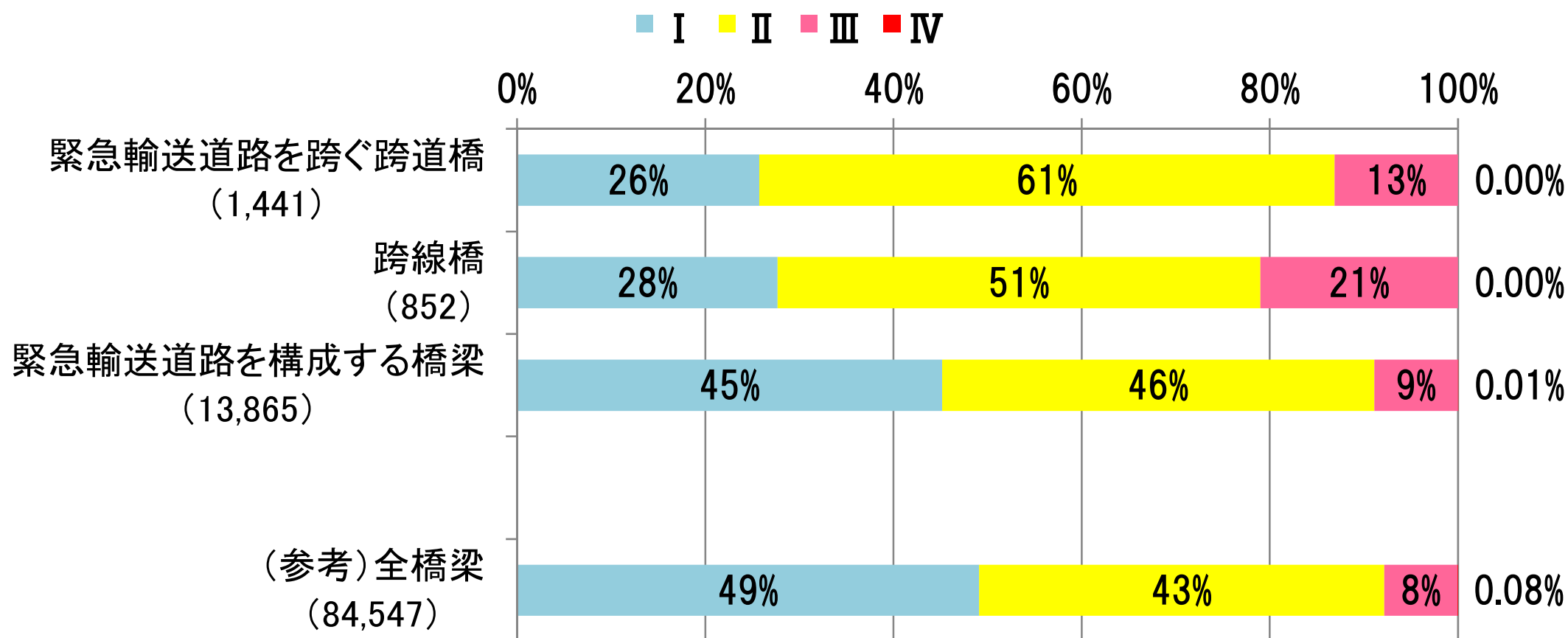


※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
※H30年3月末時点の施設数(H31.3末までに廃止予定等の施設数及び H31以降点検予定の施設数は除く)に対する点検実施率
※跨線橋には、横断歩道橋(跨線橋)を含む

平成26～29年度 最優先で点検すべき橋梁 点検結果《九州》

○跨線橋は、早期に修繕を行う必要があるものの割合が約21%と、橋梁全体の割合約8%を大きく上回っている

【最優先で点検すべき橋梁の診断結果(全道路管理者合計)】

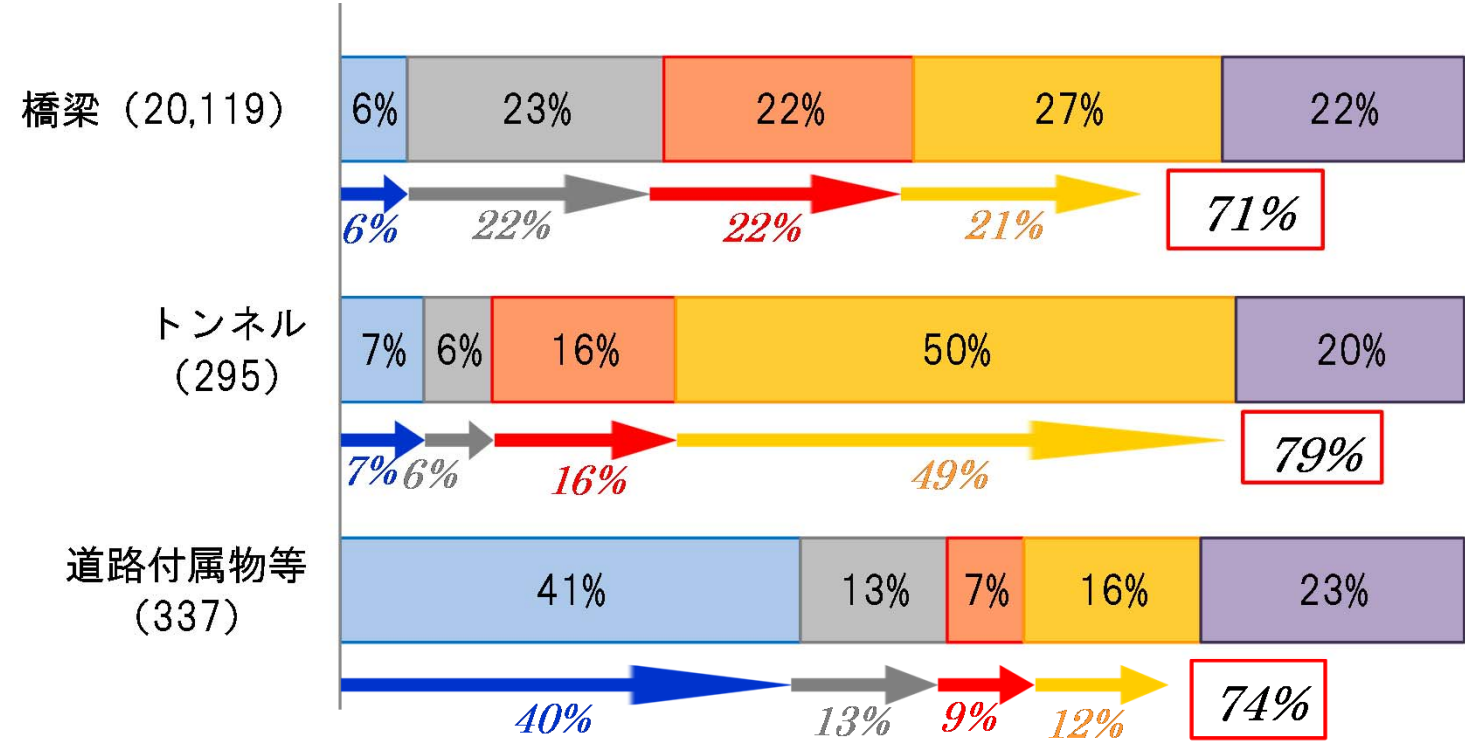


※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
 ※H26年～H29年度の点検結果の合計値による割合
 ※跨線橋には、横断歩道橋(跨線橋)を含む

平成26～29年度 点検実施状況《熊本県》

○平成26～29年度の累積点検実施率は、橋梁約71%、トンネル約79%、道路附属物等約74%

【5年間の点検計画・累積点検実施率(全道路管理者合計)】



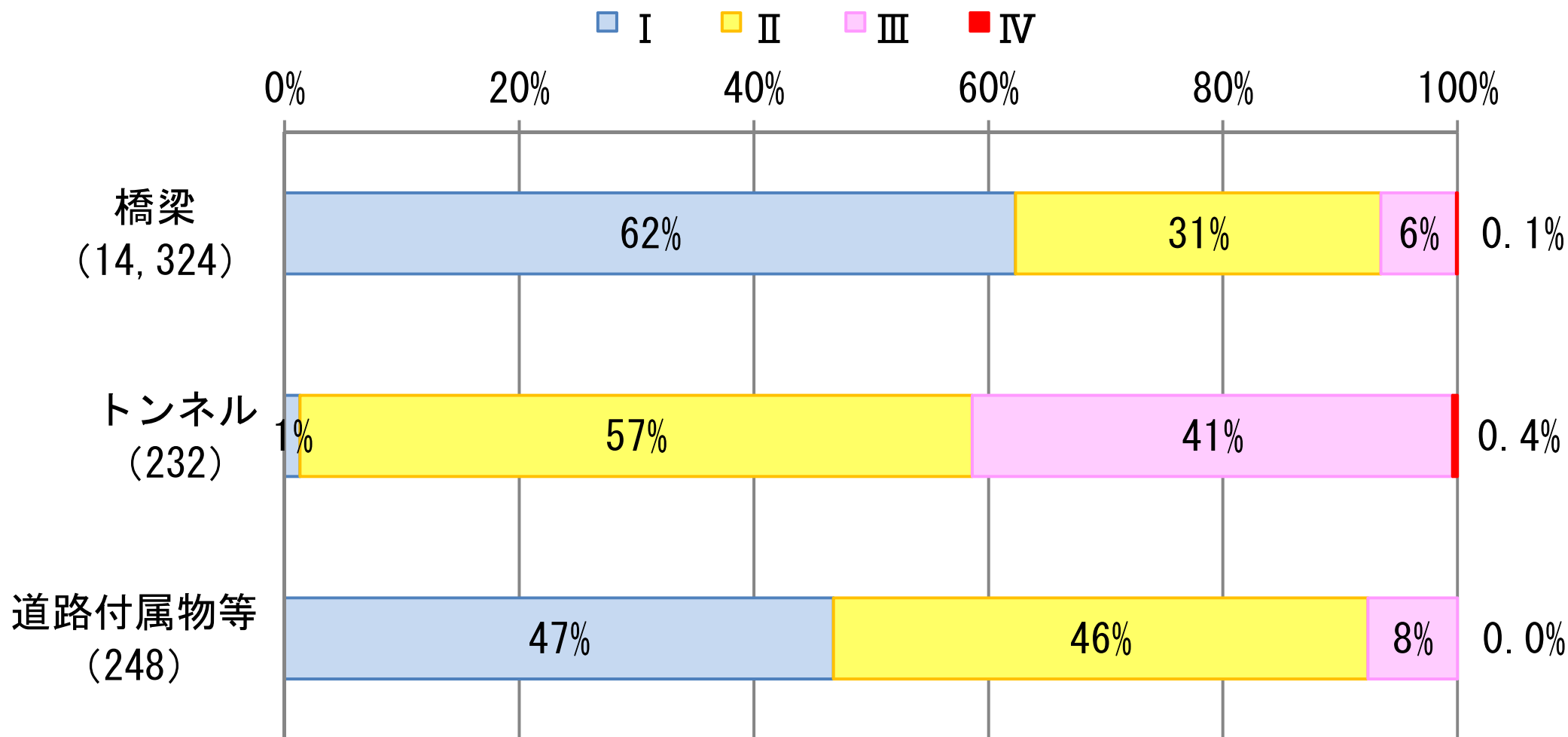
計画	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
点検実施率	平成26年度実施率	平成27年度実施率	平成28年度実施率	平成29年度実施率	

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
※H30年3月末時点の施設数(H31.3末までに廃止予定等の施設数及び H31以降点検予定の施設数は除く)に対する点検実施率

平成26～29年度 点検結果《熊本県》

○平成26～29年度の点検の結果、早期に修繕が必要な施設の割合は、
橋梁で約6%、トンネルで約41%、道路附属物等で約8%

【橋梁、トンネル、道路附属物等の判定区分の割合(全道路管理者合計)】

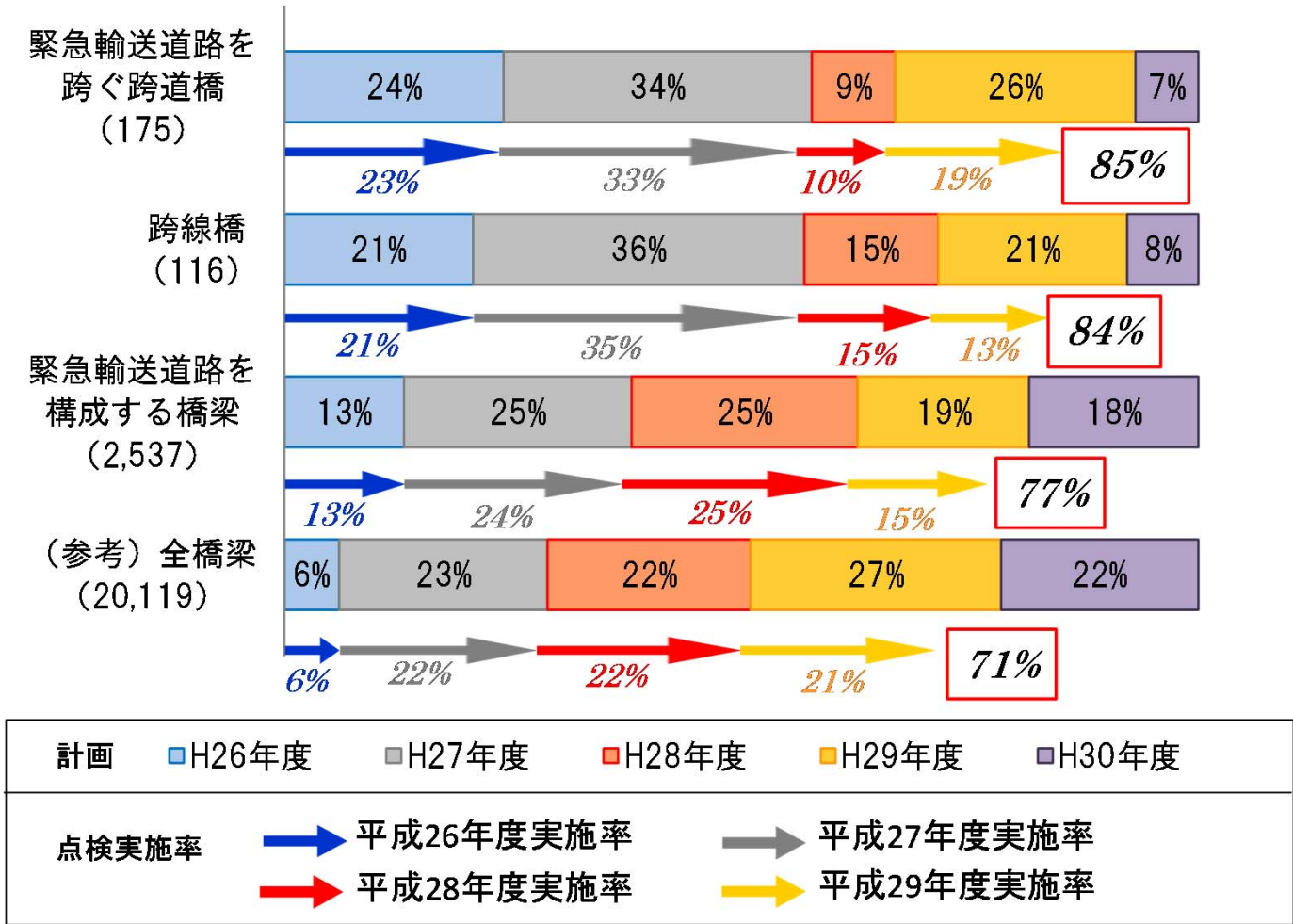


※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
※H26年～H29年度の点検結果の合計値による割合

平成26～29年度 最優先で点検すべき橋梁 点検実施状況《熊本県》

○平成26～29年度の累積点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約85%、跨線橋約84%、緊急輸送道路を構成する橋梁約77%

【最優先で点検すべき橋梁の点検計画と累積点検実施率(全道路管理者合計)】

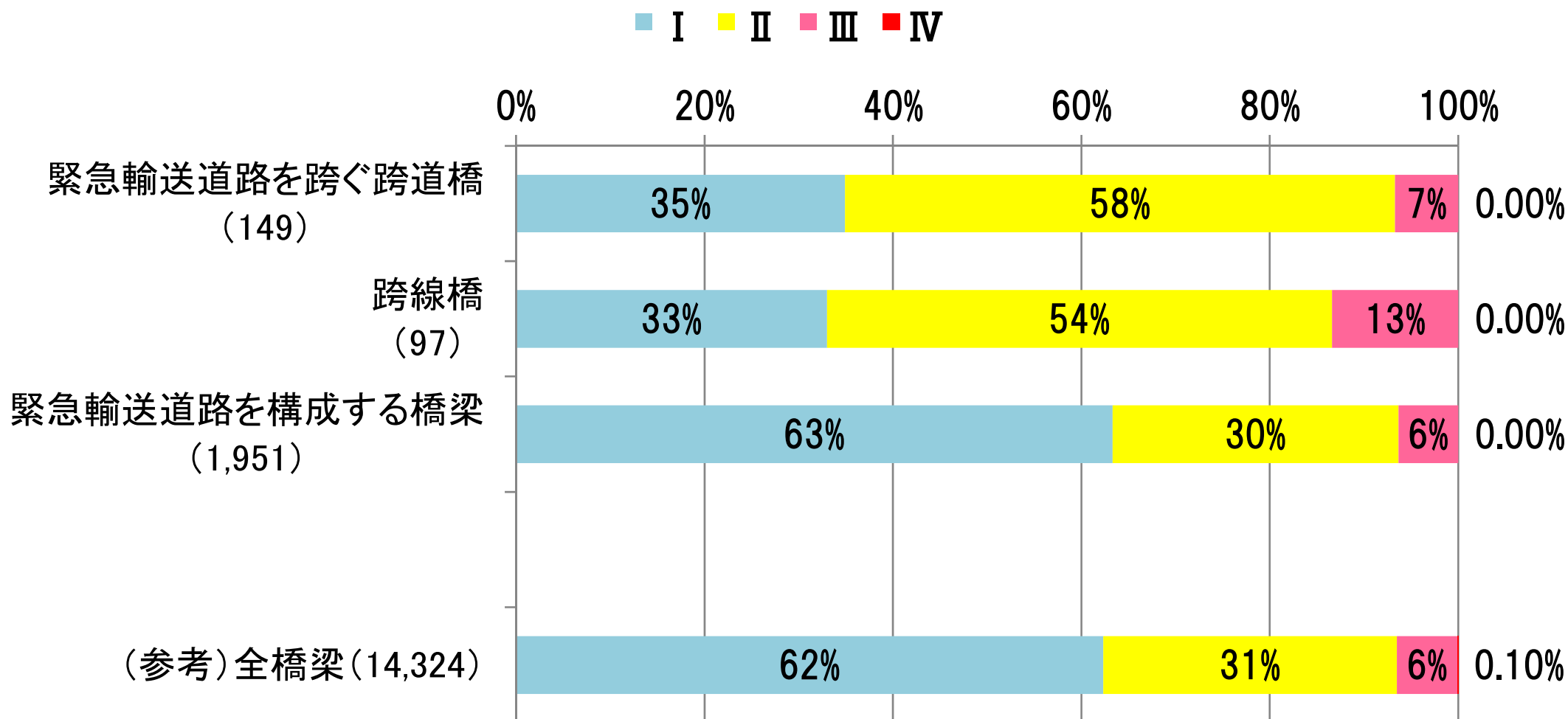


※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
※H30年3月末時点の施設数(H31.3末までに廃止予定等の施設数及び H31以降点検予定の施設数は除く)に対する点検実施率
※跨線橋には、横断歩道橋(跨線橋)を含む
出典：九州地方整備局調べ(H30.3時点.)

平成26～29年度 最優先で点検すべき橋梁 点検結果《熊本県》

○跨線橋は、早期に修繕を行う必要があるものの割合が約13%と、橋梁全体の割合約6%を大きく上回っている

【最優先で点検すべき橋梁の診断結果(全道路管理者合計)】

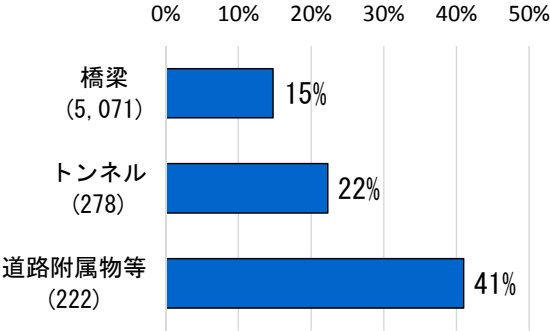


※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
 ※H26年～H29年度の点検結果の合計値による割合
 ※跨線橋には、横断歩道橋(跨線橋)を含む

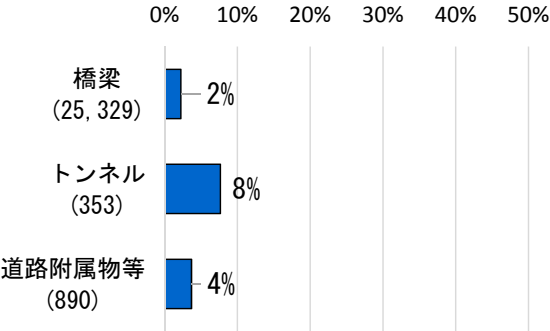
○平成26～28年度に点検を実施した橋梁のうち、次回点検までに措置を構すべき橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)における修繕に着手した割合は、現時点で、国土交通省管理で81%、地方公共団体管理で10%程度。

○ライフサイクルコストの縮減に向け、予防保全型(判定区分Ⅱ)の修繕に移行する必要があるものの、現時点では事後保全型(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の修繕よりも予防保全型の修繕に着手した割合は低い状況。

事後保全型(判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕)
(H26～H28)



予防保全型(判定区分Ⅱの修繕)
(H26～H28)



Ⅲ・Ⅳ判定の橋梁における点検年次別修繕着手率

	点検実施 年度	修繕が必要な 施設数(A)	修繕に着手 済みの 施設数(B)	着手率(B/A)						
				0%	20%	40%	60%	80%	100%	
国土交通省	H26	171	156	91%						H26～H28 81%
	H27	36	17	47%						
	H28	15	7	47%						
高速	H26	52	33	63%						H26～H28 37%
	H27	53	24	45%						
	H28	81	11	14%						
都道府県・政令市等	H26	312	30	10%						H26～H28 5%
	H27	458	28	6%						
	H28	429	2	0%						
市町村	H26	702	206	29%						H26～H28 13%
	H27	1,450	161	11%						
	H28	1,312	74	6%						

Ⅱ判定の橋梁における修繕着手率

	点検実施 年度	修繕に必要な 施設数(A)	修繕に着手 済みの 施設数(B)	着手率(B/A)					
				0%	20%	40%	60%	80%	100%
国土交通省	H26～H28	637	173	27%					
高速	H26～H28	1,167	12	1%					
都道府県・政令市等	H26～H28	5,800	81	1%					
市町村	H26～H28	17,725	301	2%					

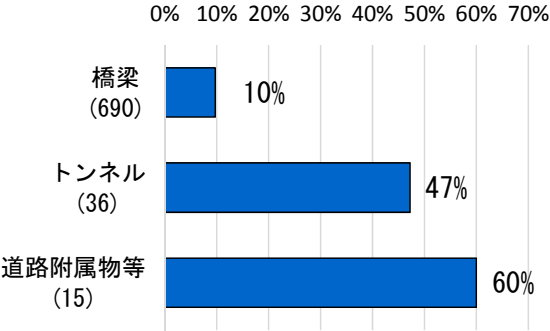
※平成26～28年度に判定区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅳと診断された施設のうち、修繕(設計を含む)に着手した割合(H29年度末時点)

※判定区分Ⅰ:健全、Ⅱ:予防保全段階、Ⅲ:早期措置段階、Ⅳ:緊急措置段階

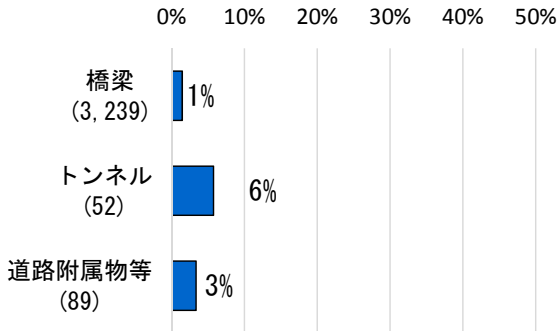
熊本県の措置状況

- 平成26～28年度に点検を実施した橋梁のうち、次回点検までに措置を構すべき橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)における修繕に着手した割合は、現時点で、国土交通省管理で84%、地方公共団体管理で数%程度。
- ライフサイクルコストの縮減に向け、予防保全型(判定区分Ⅱ)の修繕に移行する必要があるものの、現時点では事後保全型(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の修繕よりも予防保全型の修繕に着手した割合は低い状況。

事後保全型(判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕)
(H26～H28)



予防保全型(判定区分Ⅱの修繕)
(H26～H28)



Ⅲ・Ⅳ判定の橋梁における点検年次別修繕着手率

	点検実施 年度	修繕が必要な 施設数(A)	修繕に着手 済みの 施設数(B)	着手率(B/A)						
				0%	20%	40%	60%	80%	100%	
国土交通省	H26	47	47	100%						H26～H28 84%
	H27	5	1	20%						
	H28	6	1	17%						
高速	H26	3	1	33%						H26～H28 18%
	H27	5	1	20%						
	H28	3	0	0%						
都道府県・政令市等	H26	19	0	0%						H26～H28 0%
	H27	65	0	0%						
	H28	52	0	0%						
市町村	H26	81	7	9%						H26～H28 3%
	H27	224	5	2%						
	H28	180	4	2%						

Ⅱ判定の橋梁における修繕着手率

	点検実施 年度	修繕が必要な 施設数(A)	修繕に着手 済みの 施設数(B)	着手率(B/A)					
				0%	20%	40%	60%	80%	100%
国土交通省	H26～H28	50	35	70%					
高速	H26～H28	201	0	0%					
都道府県・政令市等	H26～H28	627	0	0%					
市町村	H26～H28	2,361	13	1%					

※平成26～28年度に判定区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅳと診断された施設のうち、修繕(設計を含む)に着手した割合(H29年度末時点)
※判定区分Ⅰ:健全、Ⅱ:予防保全段階、Ⅲ:早期措置段階、Ⅳ:緊急措置段階